

平成 29 年度 高度解析センター施設および設置機器の利用に関するご案内

高度解析センターは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」）全体の研究基盤組織として、重点化研究センター、地域農業研究センター、研究部門（以下「内部研究組織」）と連携し、内部研究組織に対する分析・解析支援を行います。

その一環として、高度解析センター利用要領に基づき、高度解析センター以外の農研機構職員、および民間・都道府県・大学・他の独立行政法人等で農研機構と共同で研究を実施する研究者の方々に対し、高度解析センターの施設および設置機器の利用について、ご案内いたします。

1. 利用可能な施設および設置機器

(1) 生理活性物質解析チーム

農研機構観音台第 5 事業場 化学機器分析センター

- ・溶液高分解能核磁気共鳴装置(溶液 NMR) (800MHz・600MHz・500MHz・400MHz)
- ・核磁気共鳴イメージング装置 (MRI) (300MHz MRI)
- ・高分解能質量分析装置 (HRMS) (ESI-FT-ICRMS, ESI-Orbitrap)
- ・MALDI-TOFMS システム (MALDI-TOF/TOFMS)
- ・三連四重極型リニアイオントラップ型質量分析装置 (ESI/APCI-MS/MS)
- ・二重収束質量分析装置 (DI/GC-EI/CI,FAB,Cs) (MS/MS)
- ・多機能オートサンプラ付き GC/MS (GC-MS)
- ・紫外・可視分光光度計 (UV-Vis)
- ・近赤外分光光度計 (顕微機能付き) (IR)
- ・蛍光分光光度計 (FL)
- ・円二色性分散計 (CD)
- ・旋光光度計 (α_D)
- ・誘導結合プラズマ発光分析装置 (ICP-AES)
- ・誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS)
- ・元素分析/同位体比質量分析装置 (EA/IRMS)
- ・原子間力顕微鏡 (AFM)
- ・文献検索 (オンライン検索サービス : SciFinder)

注 1) 溶液 NMR と HRMS はオペレータへの完全依頼測定による利用が可能

注 2) MRI はオペレータへの直接指示による利用が可能

(2) ゲノム情報大規模解析チーム

農研機構観音台第 3 事業場 ゲノム情報センター

- ・高速演算システム (PC クラスタ、32 ノード/1024 コア)
- ・大容量メモリーサーバー (2TB メモリー、2 台)
- ・大容量高速ストレージ
- ・データ公開用ウェブサーバー

(3) 生体高分子解析チーム

農研機構観音台第3事業場 構造生物学研究棟

- ・核磁気共鳴装置 (NMR) (溶液 : 750MHz・600MHz・500MHz, 固体 : 600MHz)
- ・X 線解析測定装置
- ・LC-MS システム (MS : Q-TOF・イオントラップ, LC : UPLC・ナノ LC・キャピラリー電気泳動の 6 種類の組み合わせが可能)
- ・熱量測定装置 (ITC・DSC)
- ・タンパク質精製システム
- ・タンパク質リガンド結合シミュレーションシステム
- ・DNA シーケンサー
- ・プロテインシーケンサー

(4) 環境化学物質解析チーム

農研機構観音台第7事業場 環境化学物質分析施設・環境資源分析センター

- ・ガスクロマトグラフー質量分析装置 [GC-MS (二重収束型・四重極型)]
- ・液体クロマトグラフー質量分析装置 [LC-MS (Q-TOF ハイブリッド等)]
- ・誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS)
- ・誘導結合プラズマ発光分析装置 (ICP-AES)
- ・核磁気共鳴装置 (NMR) (600MHz)
- ・同位体比質量分析装置
- ・走査型電子顕微鏡

2. 利用申請方法

高度解析センターの施設および機器の利用を希望される方は、利用申請書に必要事項を記入の上、高度解析センター長に提出してください。申請書は、利用者毎に1部となります(連名は不可)。

- ・農研機構職員の場合 = 様式1 (別添)
- ・農研機構職員以外の場合 = 様式2 (別添)

利用希望期間が年度をまたがる予定の場合でも、申請書は年度ごとに提出していただきます（利用期間は最長でも、～平成 29 年 3 月 31 日となります）。

また、申請書毎に、「危険物・法規制等のある研究試料等チェックシート」（別添）に必要な事項を記入（利用者が契約職員の場合は申請者が作成）の上、添付してください。

なお、前項 1.ー（2）ゲノム情報大規模解析チーム の機器への直接ログインを必要とする場合は、別途アカウント作成手順書（別添）のサーバーアカウント利用申請・誓約書を提出してください。

注 1) 様式 1：申請者は農研機構常勤職員とします。自身が利用者の場合は、申請者＝利用者として作成してください。契約職員が利用者の場合は、常勤職員である業務指示者が申請者、契約職員が利用者となります。

注 2) 様式 2：申請者は利用者が所属する機関側の共同研究等の代表者とします。

注 3) チェックシート（危険物等の使用・保管）：施設および機器の利用にあたって使用するガスや薬品類には、施設ごとの数量規制（窒素・ヘリウム等＝高圧ガス，アセトン等有機溶媒＝危険物），使用規制や保管にあたっての施設管理（毒劇物），公共用水域への排出規制（水質汚濁防止法対象有害物質）等，使用が制限されるものがあります。ご記入いただいた内容によっては，利用承認ができないことがありますこと，ご承知おきください。

注 4) チェックシート（法規制等のある研究試料）：施設および機器の利用にあたって使用する研究試料の中で，植物防疫法（輸入植物・土壌等），家畜伝染病予防法（患畜および汚染試料等），外来生物法（特定外来生物試料等），カルタヘナ法（遺伝子組換え生物およびその由来試料等），放射線障害防止法（放射性同位元素を含む試料等），麻薬等を取り締まる法律（対象となる物質および植物体等），人を対象とする医学系研究に関する管理指針（人体から取得された試料等）など，法規制のあるものについては，当施設で扱うための届出・承認等の手続きがなされている必要があります。ご記入いただいた内容によっては，利用承認ができないことがありますこと，ご承知おきください。

3. 利用申請の期日

平成 29 年 4 月 28 日（金）を，一応の期限とさせていただきます。

ただし，それ以降であっても必要に応じて随時受け付けます。

4. 費用の負担

施設および機器の利用に係る経費については，原則として利用者のご負担とさせていただきますが，ケースバイケースで利用者と協議の上，定めさせていただきます。

5. 成果の公表

利用者は、施設および機器の利用によって得られた研究成果を公表する場合は、高度解析センターの施設および機器を利用した事実を記載していただくよう、お願いします。

6. 利用報告

利用者は、利用終了時または年度末に、必要事項を記入の上、利用報告書を高度解析センター長に提出してください。報告書は申請書と対をなすもので、利用者毎に1部となります(連名は不可)。

- ・農研機構職員の場合 = 様式3 (別添)
- ・農研機構職員以外の場合 = 様式4 (別添)

7. 提出・お問い合わせ先

利用申請書および報告書の提出、およびお問い合わせは、下記まで。

高度解析センター 運営室 清田誠一郎

〒305-8604 つくば市観音台 3-1-1 (観音台第1事業場内)

Tel : 029-838-8948

E-mail : skiyota@affrc.go.jp

ご不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

特に、初めて利用を希望する方は、申請書を作成する前に、事前にご相談ください。施設・機器の稼働状況等を鑑み、必要な調整をさせていただきます。